

授業コード	JP13210010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	刑法総合演習		
英語科目授業名	Criminal Law Seminar		
科目ナンバー	JAEP8806	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	金澤 真理		
科目の主題	本演習は、刑法総論、各論の基本的知識を習得した者を対象とする。演習参加者が、判例において扱われた事例を主たる素材に、論点の析出、理論構成の方法を討論を通じて主体的に学習する。		
授業の到達目標	具体的な事実を手がかりとして、演習参加者が相互に多様な観点から検討を加えることで、刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開する能力を養うことをねらいとする。それ故理論分析にとどまらず、事案の特徴に着目した事例類型の整理、分析をも課題とする。報告担当者が各テーマに関して20～30分程度の報告を行い、その後、全員参加の討論により、問題点を析出する。		
授業内容・ 授業計画①	<p>以下の計画に従って、個別のテーマに関する演習を行う。</p> <p>(1) 罪法定主義と遡及処罰の禁止 刑法の基本原則であると同時に憲法原理でもある遡及処罰の禁止が問われた判例（最判平成8・11・18刑集50巻10号745頁等）を素材として、可罰性の範囲を画定する基準について検討する。</p> <p>(2) 作為犯か不作為犯か 不作為犯の成立要件を吟味したうえで、判例（最決平成17・7・4刑集59巻6号403頁、佐賀地判平成19・2・28LEX/DB 2813252）を素材に、作為義務や構成要件該当結果との因果関係等、帰責の要となる判断のあり方や基準について検討する。</p> <p>(3) 因果関係論 実行行為後の被害者や第三者の行為が結果惹起に影響を及ぼした場合、行為者の行為に結果の帰属を認めるべきかにつき、判例（最決平成15・7・16刑集57巻7号950頁、最決平成16・2・17刑集58巻2号169頁）の事例を基礎に考察する。</p> <p>(4) 故意 故意があると言うためには、構成要件該当事実に関する認識を要するが、その判断手法、基準は事例に左右される（薬物事犯に関し、最決平成2・2・9判時1341号157頁参照）。故意の存否判断を決する認識は如何なるものか、また如何なる事実からその認識を推認し得るのかを、最近の判例の動向（最判平成30・12・11、最判平成30・12・14いずれも裁判所ウェブサイト）を素材としながら、故意の認定基準について論究する。</p> <p>(5) 抽象的事実の錯誤 麻薬と覚せい剤とを取り違えた場合の擬律について、判例で問題となった事例の相違を考慮しつつ（最決昭和54・3・27刑集33巻2号140頁、最決昭和61・6・9刑集40巻4号269頁）検討し、併せて没収規定に関しても学ぶ。</p> <p>(6) 正当防衛状況の継続と過剰防衛の成否 正当防衛が可能な状況が終了したにも拘らず、防衛行為を行った場合（いわゆる量的過剰防衛）に、法定の効果が認められるかについて、判例の動向（最判昭和34・2・5刑集13巻1号1頁、最決平成20・6・25刑集62巻6号1859頁、最決平成21・2・24刑集63巻2号1頁）を把握しつつ、過剰防衛の特別の効果の根拠を念頭において、その成否の基準を探る。</p> <p>(7) 実行行為途中からの責任能力減退と原因において自由な行為 実行行為と責任能力との同時存在原則に対する例外を構築する「原因において自由な行為」の法理が、実行行為開始後、心神喪失、耗弱の状態になった場合にも適用されるかについて、情動性朦朧状態に陥った事例（東京高判昭和54・5・15判時937号123頁）、行為途中に複雑醜態となった事例（長崎地判平成4・1・14判時1415号142頁）等を取りあげて検討する。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(8) 未遂犯、実行の着手と中止犯 実行の着手が早期に認められる傾向のある近時の事案について検証したうえで、中止犯の成否の基準について検討する。行為者が被害者に自動車を衝突させ、転倒させてから刃物で刺し殺すとの計画を立てていたが、刃物で刺すことを断念した事案（名古屋高判平成19・2・16判タ1247号342頁）等を取りあげる。</p> <p>(9) 過失犯の共同共犯 検討を要する理論的問題を内包する過失の共同正犯を取りあげ、その可罰性が認められる根拠と要件について、判例（最判昭和28・1・23刑集7巻1号30頁、東京地判平成4・1・23判時1419号133頁）の動向を確認しながら、過失犯論との関係、共同正犯論との整合性をも考慮に入れて議論する。</p> <p>(10) 背任罪 背任罪の共同正犯が問われた事例（最決平成15・2・18刑集57巻2号161頁）、任務違背行為が問われた事例（最決平成21・11・9刑集63巻9号1117頁）等を素材として、現代社会における背任罪処罰の意義を、他の法領域の議論との関連を考慮しつつ、解明する。</p> <p>(11) 文書偽造罪 文書偽造罪における作成名義人およびその権限に関して、これらを扱った判例（最判昭和51・5・6刑集30巻4号591頁、最決平成15・10・6刑集57巻9号987頁等）を解析することで、現代社会における文書行政の実態に則した解釈理念を追求する。</p> <p>(12) 司法に対する犯罪 口裏合わせをすることが犯人隠避罪に問われた事例（最決平成27・3・29刑集71巻3号183頁）、捜査官と相談しながら供述調書を作成した行為が証拠偽造罪に問われた事例（最決平成28・3・31刑集70巻3号58頁）等、最近の重要判例を素材として、司法に対する犯罪の法益侵害構造を検証し、共犯の成否についても検討する。</p> <p>(13) 不特定多数者を対象とする詐欺罪の罪数 詐欺の行為の特定及び罪数評価をいかにすべきかが問われた事例を扱った判例（最決平成22・3・17刑集64巻2号111頁）を手がかりに、不特定多数を対象とする詐欺罪の成否の判断について考察する。</p> <p>(14) まとめ (15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>議論の基礎となる重要事項については、判例、学説の状況をはじめ、理論動向を把握したうえで、全員が答えられるよう事前に準備することが前提となる。設例については、事前に割り振られた担当に基づき、報告担当者が一定の解決の道筋を、根拠と共に示すことが求められる。これに対し、他の演習参加者は、報告を吟味し、批判し、対案を示し、よりよい解決の道筋を新たに示すことが求められる。演習後は、議論を踏まえ、自説を理論化し、応用課題に取り組めるよう準備された。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 演習における報告、討論を30%、期末試験を70%の割合で評価する。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>報告担当者が報告にあたり、万端準備を整えることは当然であるが、それ以外の者も予習のうえ積極的に議論に参加すること。</p>
<p>教材</p>	<p>事前に教材を配布する。教材に挙げた判例については、原審、原々審の判断も読み、類似の事例に関する他の判例及びその評釈も参照すること。</p>